

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
310402003	31年4月2日	元年5月14日	元年6月28日	商業登記申請中の印鑑証明書と法人簿本の発行の円滑化について	<p>法務局に役員重任の商業登記申請をすると、登記完了までの間、印鑑証明書や会社の簿本は発行されない取り扱いとなっている。</p> <p>たとえば、大阪法務局本局の場合、平成31年4月1日(月)午前中に商業登記の申請をすると、補正が無いことを前提として、最遅で4月9日(火)午後2時に登記完了との案内が配られている。</p> <p>そうすると、4月1日付けで役員変更などがあった場合、9日間も印鑑証明書や登記事項証明書の発行を受けることが出来ない。</p> <p>申請中に証明書の発行ができないということは理解できるが、その期間が1週間以上かかるのであれば、見直しが必要である。</p> <p>なぜならば、印鑑証明書や会社簿本は、経済活動にとって重要な書類であることから、企業の経済活動に影響を及ぼすこととなるためである。</p> <p>この対策として、法務局においては、急ぎで印鑑証明書等が必要となった場合、一旦登記申請を取り下げて、証明書類を取得してから、改めて登記申請をする方法が指導されている。</p> <p>しかしながら、この方法は申請者にとっても、行政にとっても二重の事務負担であり、しかも再申請からさらに1週間以上待つことになる。</p> <p>そこで、証明書類の請求にあたって、「取下届兼再登記申請」の書類を作り、申請者と行政の二重の事務負担のデメリットを改善しつつも、証明書発行までの待機期間をなくす方法を提案する。</p> <p>併せて、特許庁においては、早期審査やスーパー早期審査の制度がある。経済活動を重視する経産省ならではの制度ではあるが、法務省においては、そのような発想は全くない。法務省としては、経済活動に影響を及ぼさない配慮の原則を、内部規律として設けるべきである。</p> <p>具体的には、登記申請の処理について内部規律を見直すときは、「より経済活動に負担を及ぼさない方法であること」を見直しの基準として設けるべきである。</p> <p>これは、不動産登記においても同様である。</p>	個人	法務省	<p>・商業・法人登記については、各法務局・地方法務局において適正・迅速な事務処理に努めています。4月1日、一年を通じて最も多く登記申請がされる時期であるため、通常よりも、登記の審査が完了するまで日数を要します。</p> <p>・登記申請がされている会社・法人については、登記申請を受け付けた日付をもって登記簿の内容が変更されることから、登記の審査が完了するまでの間は、原則として、当該会社・法人に係る登記事項証明書及び印鑑証明書を交付することはできません。</p> <p>・登記申請の方式は、商業登記法第17条のとおりです。</p> <p>・不動産登記においても、概ね同様であり、登記申請の方法は、不動産登記法第18条のとおりです。</p>	<p>・商業登記法第10条、第12条、第17条</p> <p>・商業登記等事務取扱手続規則第54条</p> <p>・不動産登記法第18条、第119条、第120条</p> <p>・不動産登記規則第39条</p>	対応不可	<p>役員の変更があった会社・法人について、その旨の登記申請がされた場合、登記事項証明書及び印鑑証明書については、かかる登記申請の内容が反映された実態に沿うものが交付される必要があると考えられます。法務省においては、商業登記手続の迅速化に向けた取組を行っており、それにより、実態に沿う登記事項証明書等を早期に交付できるよう努めています。</p> <p>登記申請がされたにもかかわらず、登記事項証明書の取得の必要からやむを得ず申請を取り下げられ、申請内容を反映しない登記事項証明書等が交付されるという事態は、望ましいものではないと考えております。そのため、かかる事態を想定して御提案のような新たな書式を作成することは、考えておりません。</p> <p>なお、登記申請中の会社・法人であっても、当該会社・法人を管轄する登記所に対して印鑑請求書の発行請求がされた場合において、登記申請の内容が印鑑証明書の記載事項に影響を及ぼさないことを確認できるときには、印鑑証明書の交付が可能です。</p> <p>また、不動産登記についても、商業・法人登記と同様に、登記手続の迅速化を図ることにより、登記事項証明書等を交付することができない期間を短縮するよう努めています。</p>	
310413002	31年4月13日	元年5月14日	元年6月28日	戸籍簿本等を戸籍のない地方自治体から取得可能とする	<p>戸籍簿本等を取ろうと思うと、戸籍がある地方自治体の役所に出向くか、郵送で依頼しないといけません。</p> <p>昔の紙媒体の時代なら、それを保管している地方自治体に行く必要があったでしょうが、今の電子化された時代、そこに出向く必要はありません。</p> <p>住民票がある地方自治体でも、取れるようにしてほしいです。</p> <p>さらに、郵送よりは、他の地方自治体の窓口に出向いた方が、本人確認が確実となり、不正も起こりにくいはず。</p> <p>費用を戸籍がある地方自治体と発行した地方自治体で、手数料を分配されればいいと思いますし、仮に可能となれば、多少手数料が上がってもよいと考えます。</p>	個人	法務省	<p>現在、戸籍証明書については、本籍地の市町村に対してのみ戸籍証明書の交付を請求することができることとされており、住所地と本籍地が異なる場合は、本籍地の市町村の窓口で交付請求を行うか、郵送で交付請求を行うかのいずれかの方法による必要があります。</p>	<p>○戸籍法(昭和22年法律第224号)第6条、第8条第2項、第10条第1項</p>	対応	<p>2019年(令和元年)5月に成立した「戸籍法の一部を改正する法律」により、法務省が構築し、法務省と市町村とを接続する電子情報処理組織を利用して、戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属、直系卑属といった、戸籍法第10条第1項に規定する者について、本籍地以外の市町村に対して、戸籍証明書の交付請求を可能とすることとしています(新戸籍法第120条の2)。</p> <p>なお、この制度については、法律の公布の日から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日から施行されることとなります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310520003	元年5月20日	元年6月18日	元年7月25日	抵当証券の送付の方法による交付について	<p>抵当証券の交付については、現在、法令に明確な規定がないのに、当事者出頭主義として運用されている。抵当証券の交付申請や、不動産登記に関する他の手続きにおいては、既に、現不動産登記法の施行に伴い、当事者出頭主義が廃されている。</p> <p>既に時代の要請にそぐわない当事者出頭主義が、抵当証券の交付についてのみ、あえて法令に根拠を置かない運用上の措置として残存するための殊更の理由は認められず、争いやすらに申請者の負担を強いるのみものとなっている。</p> <p>抵当証券は、債権流動化のスキームとしていさか古いものではあるものの、未だ現役の制度であり、かような不合理を排除することで、さらなる投資の活性化を望むことも可能である。</p> <p>なお、抵当証券法施行細則第48条における「引換」の文言は、他の法令において対面交付でない手続にも用例がある。また、不動産登記規則においても、登記事項証明書の交付については「送付の方法によりすることができる」旨の明文規定があるものの、登記識別情報の通知の交付にはその旨の明文規定がなく、にも関わらず登記識別情報の送付の方法による通知の手続が定められている。これらから、提案者としては、抵当証券の交付を送付の方法によりすることを阻害する法令は存しないものと解している。</p>		個人	法務省	<p>抵当証券交付の申請は、申請人が登記所に来庁することなく、送付の方法によることが可能ですが、登記官が抵当証券を交付するときには、抵当証券交付の申請の受付の際に申請人に交付した受領証の裏面に、申請人において抵当証券(登記識別情報、手形等の送付書面があるときは、その書面)受領の旨及び受領年月日を記載していただき、かつ、署名捺印していただいた上、これと引換えに抵当証券(送付書面があるときは、その書面)を交付しなければならぬとされています。</p>	抵当証券法施行細則第48条	対応不可	<p>登記官が抵当証券を交付するときに、抵当証券交付の申請の受付の際に申請人に交付した受領証と引換えに抵当証券を交付することとしているのは、抵当証券の交付を受ける者が正当な受領権者、すなわち、申請人であるかどうかを受領証の所持によって確認するとともに、当該受領証に提出した債権証券を抵当証券交付の際に申請人に間違いなく送付するためであると考えられます。</p> <p>この点、抵当証券は、債権とそれを担保する抵当権を一体として表章するものであり、その権利の行使、移転及びその他の処分には、その抵当証券の占有が必要とされるという抵当証券の効力(抵当証券法(昭和6年法律第15号)第14条)に鑑みずと、抵当証券の送付による交付は、認められないものと考えます。</p>	
310524004	元年5月24日	元年6月18日	元年7月25日	欠格条項該当性確認のワンストップ化について	<p>破産者、被後見人又は被保佐人であることを欠格条項とする手続のためには、現在、身分証明書に加え、登記されていないことの証明書をもってその非該当性を示す必要がある。このような二元的な管理は申請者にとって甚だ非効率的であり、時間及び手数料の面で、少なからぬ負担を強いるものである。行政手続をいっそう簡素化し、国民に開かれた行政を実現するためには、この証明書のうち、特によく用いられる類型のものを一元化する必要がある。</p> <p>被保佐人が欠格事由となっている手続は多いことから、この際、後見登記等に関する省令の一部を改正し、保佐開始の審判等を本籍地の首長に通知するよう制度化することを期待する。</p>		個人	法務省	<p>・平成12年4月1日から成年後見登記制度が施行されたことにより、法務局の登記官が成年後見登記に関する登記事項(登記がないときはその旨)を証明した登記事項証明書を発行します。</p> <p>・また、後見開始の審判又はその取消しの審判に基づく登記がされると、登記官から本人の本籍地の市区町村長宛てにその旨の通知がされます。</p> <p>・従前の制度においては、「禁治産」及び「準禁治産」(心神耗弱を原因とするものに限る。)の宣告を受けていた者について、その旨を戸籍に記載することにより公示していたところ、関係者から移行の登記申請がない限り登記による公示はされず、引き続く戸籍の記載をもって公示されることとなり、禁治産者及び準禁治産者でないことの証明を受けるには、市区町村長が発行する身分証明書によることとなります。</p> <p>・また、準禁治産者のうち、心神耗弱以外を原因とする者(例えば消費者がこれに当たります。)については、被保佐人とはみなされず、保佐の登記を申請することはできないため、従前のとおり戸籍の記載をもって公示されることとなり、準禁治産者でないことの証明を受けるには、市区町村長が発行する身分証明書によることとなります。</p>	後見登記等に関する法律第10条 後見登記等に関する省令第13条 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第2条、第3条 戸籍法改正する省令(平成12年法律第7号)第2条	対応不可	<p>・後見開始の審判又はその取消しの審判に基づく登記がされた後に、登記官から本人の本籍地の市区町村長宛てに行う通知は、成年後見人においては印鑑登録資格を有しないことから、市区町村における印鑑登録事務のために、後見登記等に関する省令第13条に基づき行っているものであり、印鑑登録資格に影響を及ぼさない保佐に関する登記については、通知の対象外とされています。</p> <p>・また、身分証明書の発行は市区町村の判断により行われているものと承知しており、後見登記等に関する法律第10条に基づく成年後見人、被保佐人とする記録がないことを証明した登記事項証明書と一元化することはできません。</p> <p>・なお、市区町村で発行する身分証明書の内容について、当該で意見を述べることはありません。</p>	
310530003	元年5月30日	元年6月18日	元年7月25日	建物施設のリースビジネスに関する規制の現代化・合理化を目指した借地借家法の規制改革に係る提言	<p>建物施設のリースビジネスにおいて、今後、国内外のオンラインマッチングサービスに対するニーズが高まることを懸念するため、日本の監督官庁とオンライン(外国)事業者との間で協働可能な規制枠組みの導入が望ましいと考えられます。</p> <p>しかし、現状では、建物施設のリースビジネスに関して、時代に即応していない規制が存在しています(借地借家法等)。今後これらの規制によって、オンライン・IT化や国際化を促し、促進を取り込むことによる日本の建物施設のリースビジネスの発展が妨げられ、かえってオンライン(外国)事業者による規制の無視・潜脱を招き、日本の利用者の保護が損なわれりすることが懸念されます。</p> <p>すなわち、①時代に即応していない既存の規制を廃止・厳格に適用・執行したり、その域外適用を拡大したりしたのは、こうしたマッチングサービスの表現・発展は阻害されうると踏まえれば、②規制の透明性・法的安定性を確保しつつ、オンライン・IT化や国際化に即した規制の現代化・合理化を通じて日本の監督官庁とオンライン(外国)事業者との間の協働を目指していくべきであり、例えば、以下のような規制の現代化・合理化が重要な課題となっており、規制改革を検討する必要があると考えられます。</p> <p>具体例としては、定期建物賃貸借契約に関する書面による締結・交付強制(借地借家法第38条第1項)について、書面の作成・準備等による無用の負担を除去し、取引の効率化を図るといふ「書面一括」の趣旨に照らして、電磁的記録による契約締結・書面交付義務の履行を認める書面による締結・交付をしたものとみなす)方向性を検討すべきであると考えられます。</p>		個人	法務省	<p>・借地借家法第38条第1項は、契約の更新がない旨の定めがある期限の定めがある建物の賃貸借契約(定期建物賃貸借契約)をする場合においては、公正証書による書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでいう「公正証書による等書面」とは、公正証書のみにならず、単なる書面も含まれると解されています。</p> <p>・同条第2項は、定期建物賃貸借契約をしようとするときは、賃貸人が、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく期間の満了により当該建物の賃貸借を終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書面とは別個の書面であることを要することとした判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成24年9月13日第一小法廷判決・最高裁判所民事判例集66巻9号3263頁)。</p>	借地借家法第38条第1項、第2項	その他	<p>借地借家法第38条第1項及び第2項の規定が設けられたのは、定期建物賃貸借契約は、期間満了により自動的に契約関係を終了することとなり、賃借人がその点を十分に理解しないまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を被ることになりかねないため、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確認が厳重かつ確実に行われると認められる公正証書等の書面による契約を義務づけることと、賃借人に対する事前の説明に代りて更に書面の交付を要求することで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。</p> <p>このような法の趣旨に照らすと、借地借家法第38条第1項及び第2項の規定を見直すことについては、慎重に検討する必要があると見ます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310622002	元年 6月22日	元年 7月5日	元年 9月27日	司法書士試験会場減少に伴う地方受験生への配慮等	<p>司法書士試験は、法務省により会場や監督員の手配がなされて、一次試験は、毎年全国50箇所で開催されている。ところが、法務省の都合により、令和2年からは、15カ所に減らされることとなった。すなわち、35カ所も減らされることとなり、人口の少ない都市の受験生は、負担を強いられることになる。しかしながら、法務省は、試験会場のなくなる地域の受験生に対して、何らの負担軽減措置も講じていない。そこで、法務省としては、遠方からの受験生に配慮して、試験開始時間を遅らせる措置や、試験回数の軽減措置(たとえば、筆記試験合格者には、後日、司法書士関係者による面接試験が実施されている。)の廃止など、受験生の負担軽減措置を図るべきである。</p> <p>もっとも、平成12年4月施行の地方分権一括法施行にあたって、総務省管轄の行政書士法は、改正により試験が見直されたが、司法書士試験はあくまで法務省の責任により実施するとして譲らなかった経緯がある。何らの負担軽減措置もなく、一方的に地方を切り捨てたのであれば、地方自治体又は公的機関に試験事務を移管するべきと考える。</p> <p>次に、法務省によれば、司法書士試験の受験生激減に伴う、試験会場の激減である旨が説明されている。一方、司法書士には登記の独占業務が定められており、地方であったとしても、資格者がいなければ、登記が円滑に行われぬ問題も想定される。</p> <p>そこで、司法書士試験の受験者減少の原因を究明し、将来、地方であっても司法書士が不在とならないように、法務省として真実をもって解決を図るべきである。(資金業者への過払い事件の減少という経済事情にありながらも、受験者数に関わらず、司法書士関係者による面接試験を実施するなどして、3%に合格率を調整しているところに不人気の原因があると考えられるが、それだけではない。)</p> <p>このまま、地方の司法書士が減少するようであれば、所有者不明土地がますます増加する等の支障があるため、独占業務については、例えば宅地建物取引士などに不動産登記の代理を認めることや、税理士に会社設立登記の代理を認めるなど、独占業務の範囲の見直しが必要と考える。</p>	個人	法務省	<p>法務大臣は、毎年1回以上、司法書士試験を行うとされ、司法書士試験は、筆記及び口述の方法により行われていきます(司法書士法第6条第1項、第2項)。</p> <p>現在、司法書士試験の筆記試験については、法務局・地方法務局の管轄区域ごとに全国50カ所の会場で開催しています。</p> <p>令和2年度以降に実施する司法書士試験の筆記試験については、以下の15カ所の法務局又は地方法務局の管轄区域内の会場において実施する予定です。</p> <p>なお、令和2年度以降に実施する司法書士試験の口述試験については、これまで同様、全国8カ所の法務局が指定した場所(筆記試験の受験地が、横浜、さいたま、千葉又は静岡である場合には東京法務局が指定した場所、那覇である場合には福岡法務局が指定した場所)で実施する予定です。</p> <p>【令和2年度(2020年度)以降に司法書士試験(筆記試験)を実施する法務局又は地方法務局】</p> <p>東京、横浜、さいたま、千葉、静岡、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、那覇、仙台、札幌、高松</p>	司法書士法第6条第1項、第2項	対応不可	<p>【前段】 筆記試験会場の集約について、受験者に御負担をおかけする部分もあるものの、司法書士試験の受験申請者数が減少していることや他の国家試験における筆記試験の実施状況を踏まえたものであり、適切な運営・広報に努めてまいります。また、司法書士試験の適正・円滑な実施や司法書士制度の適正性等の確保のため、試験開始時刻を変更することや口述試験を廃止すること等の対応を行うことはできません。</p> <p>【後段】 国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記事務の代理は司法書士の独占業務とされています。これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することとしていることによるものです。そのため、このような制度的な能力担保がされていない資格者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。</p>		
310626003	元年 6月26日	元年 7月5日	元年 7月25日	取締役が成年被後見人となった場合の取り扱い	<p>取締役が成年被後見人となった場合、成年被後見登記により法務局はその事業を把握することとなる。そして、成年被後見人となった場合は、会社法331条の規定により、取締役の職を当然に失うこととなる。ところが、退任登記をしない限り、会社の登記簿には取締役として残り続ける状態となっている。</p> <p>なぜならば、商業登記法によって、申請されない限り、登記はされないためである。しかしながら、代表取締役が成年被後見人となって、ほかに取締役がない場合、そのような登記が必要とも考えず、申請が出来るとも思えない。</p> <p>そこで、成年被後見人及び成年被後見人に対して、成年被後見人が欠格事由にあたる事実を、該当する会社名を含めて通知し、登記申請を促すように努めるべきである。</p> <p>併せて、成年被後見登記がなされた際には、欠格事由に該当する事実について、あくまで将来的にはあるが、職権で法務局が商業登記を行うべきと考える。</p> <p>もっとも、成年被後見人であっても、直ちに欠格事由とすることは、特に中小企業の場合、会社経営の継続に重大な影響を及ぼす可能性が具体的に考えられることから、欠格事由とすることの可否について、見直しが必要とも思われる。</p>	個人	法務省	<p>会社法上、成年被後見人は取締役となることができないこととされています。</p> <p>会社の代表取締役が成年被後見人となり登記された場合に、会社法上の欠格事由に該当するとして、法務局から当該会社に対して役員変更登記等の申請を促す通知をすることはありません。</p>	会社法第331条第1項第2号	対応	<p>平成31年2月14日に開催された法制審議会において、「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申がされました。会社法第331条第1項第2号は、成年被後見人等であることを取締役の欠格事由とされていますが、この要綱においては、同号を削除することとされています。現在、この要綱に基づき関係法案を国会に提出するための準備を進めています。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310726003	元年 7月26日	元年 11月15日	2年 1月23日	中古マンションの広告における耐震基準適否の明示	<p>中古マンションの住民の高齢化、老朽化、空き家化が進み、耐震工事や立て替えが思うように進まない現状において、都心部を中心に、築40年を超える中古マンションをリノベーション(大規模リフォーム)して販売するケースが多数見られる。</p> <p>ところが、リノベーションといっても、専用スペースのみ配管などの交換を行っているもの、建物全体は古いままであり、築40年を超える物件にあっては、1981年に施行された現在の耐震基準を満たさないものがほとんどである。</p> <p>このような物件にあっては、一部の大手銀行ではローンの担保として認めないケースも発生しており、将来的に転売できない事態も想定される。すなわち、将来的に転売しようとした際において、銀行がローンを組ませないために、買主が見つからない事態である。</p> <p>しかも、中古マンションの広告には、駅との距離や内装の写真など、販売業者に有利な情報しか記載されず、購入する一般消費者には全く分からない。更に言えば、賃貸として借りるに当たり、安全性が分からないままに居住する事態も発生している。</p> <p>そこで、1981年施行の新耐震基準に適合しない物件にあっては、賃貸を求めて、一般消費者向けに広告をする場合、不適合である旨を明示する義務を付けるべきである。</p> <p>このようにすることで、一般消費者の生命及び財産を守りながら、マンション所有者にあっては、資産価値向上のために、耐震工事を促す効果が期待できると考えられる。</p> <p>併せて、耐震補強工事については、大規模修繕工事となることから、区分所有法によって、マンション所有者の4分の3の賛成が必要とされている。ところが、特に古いマンションは、空き家や賃貸物件となっているケースもあり、生命の危険について、真剣に考えない所有者も多く存在し、賛成はなかなか得られない。そこで、生命に関わることであることに加え、必要最小限の耐震補強工事については、より少数の賛成であっても実施できるように、大規模修繕工事とは区別して考えるように、法律の運用を見直すべきである。</p>		個人	消費者庁 国土交通省	<p>① 宅地建物取引業法第35条第1項第14号、同法施行規則第16条の4の3第5号において、宅地建物取引業者は、取引の対象となる建物について、その耐震診断の内容を説明することとなっております。</p> <p>なお、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。))においては、特定の表示を行うことを義務付ける規定は存在しませんが、一般消費者に商品・サービスの品質等について、実際のもの等より著しく優良であると認識される表示を禁止しています(景品表示法第5条第1号)。</p> <p>② 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第25条において、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物について、大規模な耐震改修を行うおとする場合の決議要件を緩和する規定を設けています。</p>	<p>① 宅地建物取引業法第35条、宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3、景品表示法第5条第1号</p> <p>② 建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条</p>	<p>① 対応不可</p> <p>② 現行制度下で対応可能</p>	<p>① 宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に対して、契約締結前に重要事項説明を行うことを義務づけているなかで、同法施行規則第16条の4の3第5号の規定に基づき、昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したものを除き、当該建築物が耐震診断を受けたものであるときは、耐震診断の内容を説明することとしております。これにより、消費者は契約締結前に当該建築物の耐震診断の内容について把握することができるため、消費者はこれらの情報を踏まえて、当該建築物を購入、賃借するかの判断を行うことが可能となっております。</p> <p>なお、景品表示法上、特定の表示を行うことを義務付ける規定は存在しませんが、新耐震基準に適合しない物件であるにもかかわらず、あたかも適合しているかのように表示することにより、当該物件について著しく優良であると認識させるような場合は、同法第5条第1号に違反するものとして、行政処分等がなされる可能性があります。</p> <p>また、以上の規定により、新築性が不十分であると診断された中古マンションについては、消費者も認識することとなるため、結果、耐震改修等を促す効果も期待できると考えております。</p> <p>② 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第25条において、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物について、大規模な耐震改修を行うことができることとされており、提案内容に現行制度で対応できていると考えます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310826001	元年 8月26日	元年 9月10日	2年 1月23日	各士業の強制入会制度の廃止(弁護士を除く。)	自治に必要な弁護士を除き、憲法22条から各士業の強制入会制度は廃止すべきである。	士業における強制入会制度は、制度発足時を見ても必要性があったかと思われるが、昨今の時代背景からは強制入会制度の維持は職業遂行の自由(不合理的負担)に制約があるものと考えられ、強制入会に対する制約の根拠、合理性に欠ける。昨今の士業の会は、会員減少に伴う会費の上昇が著しく、いくつかの会に所属する人にとってはなおさら、生活上の足かせとなっている。加えて、強制入会はその会の存続に会費を利用し、会員のためというよりは会のための会費となっている。また、弁護士会とは異なり、各会に自治が必要なのか。懲戒・罰則等は監督官庁や大臣が行うこととなっており、弁護士会はその考え方が異なる。司法制度の公正化の見地からも不要な会ではなからうか。仮に会による専門職能としての資質の向上が必要であったとしても、資格更新制度などで担保でき、また現在任意加入となっている士業においても、任意加入制度をもって資質向上が図られていないと言える資格者を果たことがない。職制についても自由化され、その面からも強制入会の根拠に欠ける。強制入会制度がなくなれば、もっと多くの人が資格者としてチャレンジでき、それが強い競争となり、自然に資質も向上し、ひいては国民のためになるものと考えられる。	個人	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化が図られることを目的とした団体であり、その自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に従うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進捗を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進捗に必要な調査又は研究会の開催、業務に関する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要と認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士となるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない旨が規定されています。また、司法書士法第6条第1項において、行政書士となるには、行政書士名簿への登録を受けなければならない旨が規定されています。 【金融庁】 公認会計士は、当然、日本公認会計士協会の会員となることとされています。 【総務省】 行政書士法第6条第1項において、行政書士となるには、行政書士名簿への登録を受けなければならない旨が規定されています。 【法務省】 司法書士となる資格を有する者が司法書士となるためには、司法書士会の会員にならなければならないとされています(司法書士法第57条第1項、第2項、第10条第1項第1号)。 また、司法書士会の会員でない者は、司法書士の業務を行うことができないとされています(司法書士法第73条、第3条第2項第3号)。 土地家屋調査士となる資格を有する者が土地家屋調査士となるためには、土地家屋調査士会の会員にならなければならないとされています(土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項第1号)。 また、土地家屋調査士会の会員でない者は、土地家屋調査士の業務を行うことができないとされています(土地家屋調査士法第68条、第3条第2項第3号)。 【財務省】 税理士法49条の6により、税理士は、当然、税理士会の会員となることとされています。 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29により、社会保険労務士及び社会保険労務士法人は、当然、社会保険労務士会の会員となることとされています。 【経済産業省】 弁理士法第60条において、弁理士及び特許業務法人は、当然、日本弁理士会の会員となることとされており、強制加入制度を採用しています。	【金融庁】 公認会計士法第46条の2 行政書士法第6条第1項 行政書士法第6条の2 行政書士法第15条 行政書士法第16条の5 【総務省】 司法書士法第57条第1項、第2項、第10条第1項第1号、第2号、第3号 【法務省】 司法書士法第73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項第1号、第2号、第3号 土地家屋調査士法第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条	【金融庁】 公認会計士法第46条の2 行政書士法第6条第1項 行政書士法第6条の2 行政書士法第15条 行政書士法第16条の5 【総務省】 司法書士法第57条第1項、第2項、第10条第1項第1号、第2号、第3号 【法務省】 司法書士法第73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項第1号、第2号、第3号 土地家屋調査士法第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化が図られることを目的とした団体であり、その自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に従うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進捗を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進捗に必要な調査又は研究会の開催、業務に関する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要と認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士となるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない旨が規定されています。また、司法書士又は土地家屋調査士を国家資格制度として、これに業務独占を認めたことに伴い、司法書士及び土地家屋調査士の業務を適正に行うことができる資格者を把握し、その者らにのみ司法書士及び土地家屋調査士としての業務を行うことを認めため、司法書士及び土地家屋調査士であることを公証することにあります。また、司法書士又は土地家屋調査士の会員でない者は、司法書士又は土地家屋調査士の業務を行うことができないとされています(司法書士法第73条、第3条第2項第3号)。 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項第1号、第2号、第3号 土地家屋調査士法第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務の適正な実現を図る(税理士法第1条)という公共的使命を担っています。 この使命にかかわらず、税理士業務の改善進歩に資するため、税理士に対する指導・連絡・監督に関する事務などを税理士会が行っていることから(税理士法第49条)、税理士は登録を受けたときに税理士会の会員となることとされています(税理士法第49条の6)。 【厚生労働省】 社会保険労務士会は、「会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、その設立が法律上義務付けられています。」 社会保険労務士は、一定の業務に従事する社会的立場を認められている国家資格者として、社会保険労務士会に入会し、その指導等を受け、資質の向上を行い、公正な立場で就業に業務を行うことが必要であるため、社会保険労務士としての登録を受けた時に、当然社会保険労務士会の会員となることとされています。 【経済産業省】 工業所有権等に関する手続きの円滑な実施及び工業所有権等々の活用の促進に寄与し、国民経済の健全な発展に貢献するという高い公共的使命を担っている観点から、弁理士には、一定の業務の独占権が付与されており、これに伴い、業務に関する法令及び業務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないという職責があります。 このため、所管官庁には弁理士の監督権が付与されていますが、弁理士の一人一人の行状を監視することは行政の労力も膨大なものとなり、行政のスリム化に逆行し、必ずしも効率的とは言えません。また、弁理士の職責を全うするためには、弁理士の自治的な団体により、構成員が相互に監視し、自主的に弁理士の公共的役割の達成に努力し、違法行為の防止に努めることが重要です。 このことから基本的に所管官庁による監督の下で、法律上強制的に弁理士会を設立させ、弁理士をその会に強制的に加入させることにより、弁理士会が会員である弁理士に対し指導及び監督を行い、弁理士としての品位の保持や弁理士業務の改善・進歩を期することとされています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918014	元年9月18日	元年10月1日	2年3月25日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料の緩和	海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。 また、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングした場合に海外のATM設置事業者から請求される引出手数料を利息制限法等の例外とする。	○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。 ○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。 ○これらの手数料は、上記のATM利用料の上限を上回る場合が多い。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限の例外(対象外)とする、または別途上限を設けるとすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上につながる。 ○政府は訪日外国人観光客数を2020年4,000万人とする目標を掲げ、「観光ビジョン実現プログラム2019」(2019年6月)において、海外発行カード対応ATMの設置促進を盛り込んでいる。 ○また、国内銀行が発行したクレジットカード保有者が、海外のATMでキャッシングした場合、海外のATM設置事業者から国内銀行を経由してカード保有者に対して引出手数料が請求される。 ○この請求額は利息制限法等において利息とみなされないATM利用料の上限を超えることが多く、その差額は国内銀行が負担せざるを得ない状況となっている。カード保有者が海外のATMを利用した場合の手数料についても利息制限法等の対象外にしていただきたい。 ○昨年度要望に対する回答が未だに示されていない。東京オリンピック・パラリンピック開催まで1年を切っており、早期に回答・検討していただきたい。	(一社)全国地方銀行協会 金融庁 消費者庁 法務省	金融庁 消費者庁 法務省	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされており、	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。 なお、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングする場合の手数料については、関係法令に関わる制度の趣旨に照らし、直ちに緩和することは適当ではないと考えます。	
310920007	元年9月20日	元年10月1日	2年3月25日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法の緩和	海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外としていただきたい。	(制度の現状) 「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際ブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。これらの手数料は、上記ATM利用料の上限を上回る場合が多い。 (要望理由) 政府では「観光ビジョン実現プログラム2019」の中で、訪日観光客数の目標の実現に向けた行動計画の策定等、観光立国に向けて政策を進めているが、金融面でも後押しするために本件要望を行う。 また、金融庁においても、「改革期における金融サービスの向上に向けて(平成30事務年度)」の中で、海外発行カード対応ATMについて推進することが明記されている。 国内銀行の海外発行カードの引出手数料をATM利用料の上限の例外(対象外)とする、もしくは別途上限を設けるとすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。	(一社)第二地方銀行協会 金融庁 消費者庁 法務省	金融庁 消費者庁 法務省	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされており、	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	
310930001	元年9月30日	元年10月18日	元年11月26日	被保護人等でないことの証明の簡略化について	(1)後見登記等に関する省令第13条の改正等により、保佐の登記についても本籍地の市区町村長に通知することとする。 (2)上記措置を前提に、現在なされている保佐の登記について、本籍地の市区町村長に通知すること。 (3)禁治産・準禁治産制度の廃止後に成人した者について、成年被後見人又は被保護人でないことを疎明する場合には、市区町村長による身分証明書の提出を不要とするよう、関係府省庁に通知する等の警察措置をとること。 (4)上記措置からさらにワンストップ化を進めるべく、破産手続開始決定についても後見登記等ファイルに記録することができないか検討すること。	法令上、成年被後見人又は被保護人であることを欠格事項としている手続は多く存在しております。地方、申請人がこれらに該当しないことを疎明するためには、現行制度を記録する東京法務局登記官から後見等登記事項証明書、旧制度を記録する本籍地の市区町村長から身分証明書をそれぞれ受給しなければならず、非常に大きな負担となっております。 もとより、保佐制度は準禁治産制度から縮小されたものと理解しており、一括して後者を前者に移行することは異議のないものと承知しています。一方、現行制度でも、後見の登記の通知のみ、登記官から本籍地の市区町村長になされることとなっております。身分証明書においても、実務上、この通知の有無が記載されており、そこで、行政手続のさらなるワンストップ化等を望むべく、提案をいたします。	個人	法務省	(1)(2)後見登記等に関する省令第13条において「登記官は、後見開始の審判に基づく登記又はその審判の取消しの審判に基づく登記をしたときは、これらの審判に係る成年被後見人の本籍地(外国人にあっては、住所地)の市区町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。)」に対し、その旨を通知しなければならない」と規定されていることから、後見の登記に関しては市区町村長へ通知を行っているところ、保佐の登記に関しては特段の規定もないことから、通知は行っていません。 (3)後見登記に関する証明書については、法務局の登記官が後見登記等ファイルに記録された情報に基づいて、法定後見(後見、保佐・補助)及び任意後見に関する証明書を発行し、市区町村長へ通知し、市区町村長が後見登記等ファイルに記録して成年被後見人名簿を調整し、「成年被後見でない」との身分証明書を一般行政証明として発行しているものと承知しています。 (4)市区町村においては、地方裁判所からの破産手続開始決定通知若しくは他の市区町村長からの転籍者民利通知に基づき破産者名簿を調整しており、当該名簿に基づき、個人が破産者でないこと的身分証明書を発行しているものと承知しています。	後見登記等に関する省令第13条 (1)(2)(4):対応不可 (3):現行制度下で対応可能(一部対応不可)	「後見開始の審判又はその取消しの審判に基づく登記がされた後」、登記官から本人の本籍地の市区町村長宛てに行う通知は、成年被後見人は印鑑登録簿を有しないことから、市区町村における印鑑登録簿のために発行しているものであり、印鑑登録簿に影響を及ぼさない保佐に関する登記については、印鑑登録簿を有しないことから、通知の対象とされていません。 「身分証明書の発行は市区町村の判断により行われているものと承知しており、市区町村で発行する身分証明書の内容に、当該旨を記載する必要があること等により、債権者その他の利害関係人が必要となるかについては、提出後の機関において判断することとなりますが、当におきまして、成年後見登記制度の理解がより一層深まるよう、ホームページ等を活用して広報してまいりたいと考えます。 なお、成年後見制度は、あくまでも個人の判断能力に関する制度であり、破産制度(支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等)により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ること(破産法第1条)を目的とする。」とはその目的を異にするものであることから、後見登記等ファイルに破産者に関する情報を記録することはできません。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311015020	元年10月15日	元年11月15日	2年1月23日	外国人特定技能制度における飲食料品製造の受け入れ枠上限の撤廃と転職の自由の制限について	労働人口が減少する中で施策として考えるのであれば、上限の見直しは必要と考える。 また、特定技能においては転職の自由が認められているが、同一内企業の異動は認める等、ある程度の規制を設けなければ、入国のためだけの踏み台にされるのではないかと考える。転職の自由に関しては、規制をかける方向にてご検討頂きたい。	外国人特定技能制度において飲食料品製造業では5年間34,000人だが、技能実習制度から移行も可能と考えたと1事業所当たりの受け入れ枠は、相当少ないと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 法務省 農林水産省		(1)「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」で定められているとおり、分野別運用方針に記載している向こう5年間の受け入れ見込み数については、大きな経済情勢の変化が生じない限り、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する外国人受入れの上限として運用することとしています。 (2)同基本方針においては、同一の業務区分内又は試験等によりその技能水準の高さが確認されている業務区分内において転職を認めています。そもそも、一般的に就労活動においては転職が自由とされているところ、特定技能制度は深刻な人手不足に対応するために外国人材の受け入れが真に必要な分野に限って当該分野における一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものであるため、かかる一定の専門性・技能を有することが確認される範囲でのみ転職を認めるものです。	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(平成30年12月25日閣議決定) ・飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(平成30年12月25日閣議決定)	その他	(1)飲食料品製造業分野における向こう5年間の受け入れ見込み数34,000人は、農林水産省において、生産性の向上及び国内人材の確保を行ってもなお不足すると見込まれる数を算出したものであり、これを上限として受け入れることとしたものです。 法務省及び農林水産省としては、継続的に人手不足状況を把握することとし、状況に変化が生じた認められる場合には、それらの状況を分析し、状況に応じた必要な措置を講じます。 (2)転職の規制についてですが、左記に記載したとおり、一般的に就労活動における転職は自由とされているものであり、今後新たな規制をかけることは予定しておりません。	
311015021	元年10月15日	元年11月15日	2年1月23日	外国人特定技能制度と制度の一本化・統一について	3号実習と特定技能は制度を統一して頂きたい。統一したほうが企業として業務の効率も図られる。	技能実習制度は、3年間の実習終了後、優良認定において3号への移行が認められているが、技能実習法の中で運用のため、実習範囲が制限されている。新設される特定技能は実習範囲の制限もなく、新たに雇用ができる。3年実習してきた実習生と試験だけで雇用ができる特定技能と実習範囲、その他事項においても差があるのは制度として疑問である。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 法務省 厚生労働省		特定技能制度は、入管法に基づき、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を促すなど、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるものであり、開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を図ることを目的とする技能実習法に基づく技能実習制度とは、趣旨・目的が異なります。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表(「特定技能」及び「技能実習」の項) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)	対応不可	制度の現状に記載したとおり、特定技能制度と技能実習制度は趣旨・目的が異なる別の制度であるため、提案への対応は困難です。	
311015022	元年10月15日	元年11月15日	2年1月23日	技能実習生受け入れ人数の規制緩和について	農業業の技能実習制度の受け入れ人数について規制緩和を行って頂きたい。	現状の設定:常用労働者=技能実習生を除いた社会保険加入者(週30時間以上)の5%(優良10%) 雇用形態の多様化(短時間・短日数の雇用形態)が増加している中で、常用労働者数をあげるために日本人の雇用を推進しても増加しない。短時間の雇用が増加しても20時間以上30時間未満の被保険者数は技能実習の受け入れ分母に参入できない。人材不足のカバーは派遣(非正規かつ留学生)という悪循環になっている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 法務省 厚生労働省 農林水産省		技能実習生の受け入れ人数に係る要件については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第3条第2項に規定されています。本要件は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、実習実施者が技能実習生に技能実習を行わせるに当たって、適正な指導体制の下、技能実習が行われる必要があるため、技能実習生の受け入れ人数の上限を予め設定しているものです。 技能実習生の受け入れ人数の上限は、実習計画認定申請者の常勤の職員の数に応じて規定されており、常勤の職員とは、技能実習生を受け入れる実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。)とされています。 常勤の職員に該当するかどうかについては、例えば、以下のとおり判断しています。 ○ 所定労働日数が週5日以上、かつ、年間217日以上であること、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。 ○ 雇用契約の被保険者であり、かつ、一週間の所定労働時間が30時間以上であること。 なお、技能実習制度は技能移転を通じた国際貢献を目的とする制度であり、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第3条第2項において、技能実習を労働力の需給調整の手段として用いてはならない旨が規定されています。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)	対応不可	技能実習生の受け入れ人数については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、実習実施者が技能実習生に技能実習を行わせるに当たって、適正な指導体制の下、技能実習が行われる必要があるため、技能実習生の受け入れ人数に係る常勤の職員の要件については、今後も技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から判断します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311015023	元年 10月15日	元年 11月15日	2年 1月23日	小売業での特定技能在留資格について	将来の更なる人手不足、高齢化に、コンビニエンスストア業においてでも対応していたため、小売業(コンビニエンスストア業)にも、「特定技能1号」を認めて頂きたい。	日本の深刻な人手不足に対応するために、2019年4月より、「相当程度の知識又は経験が必要とする技能」として認められる在留資格の「特定技能1号」に、建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空、介護、素材形産業、産業機械製造業、外食、電気・電子情報関連産業、ビルクリーニング、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業の14業種が認められている。コンビニエンスストア業においても、人手不足は、選ばれた4業種同様に深刻であり、昨今の報道等においても、明白である。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 経済産業省	特定技能制度による外国人の受け入れは、生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)に限って行つてきています(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(平成30年12月25日閣議決定)2(1))。また、当該方針にのっとり、法務大臣は、分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して分野別運用方針を定めるとされています(出入国管理及び難民認定法第2条の4第1項)。そのほか、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を法務省令で定めるとしています(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表「特定技能」)。	・出入国管理及び難民認定法第2条の4、別表第1の2の表「特定技能」 ・出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令 ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(平成30年12月25日閣議決定)	その他	特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受け入れが必要となる分野の所管省庁から、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行って十分な人材を確保することが困難な状況にあることを示していただき、それを踏まえ、その分野での受け入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討し、判断することとなります。したがって、特定産業分野の追加に当たっては、まずは業界としての意向を業所管省庁(経済産業省)に示していただき、当該省庁における調査・検討を踏まえ、特定産業分野に追加すべきであるとの判断がなされた場合には、法務省を含む関係省庁においても適切に検討してまいります。	
311015024	元年 10月15日	元年 11月15日	2年 1月23日	外国人ドライバーの運転について	労働人口減少・若年層の車離れ等の社会的傾向から止むを得ない状況ではあるが、この状況を打開する一策として外国人ドライバーを雇用したい。したがって、是非とも「在留資格」の活動内容に「営業用配達車両の運転」を加えて頂きたい。	昨今、ドライバー不足の状況が顕在化している。労働人口減少・若年層の車離れ等の社会的傾向から止むを得ない状況ではあるが、この状況を打開する一策として外国人ドライバーを雇用したい。しかし、外国人の「在留資格」に規定される活動内容に職業としての車両の運転がなく、永住・定住権取得等の方法もあるが難易度が高く実質的に外国人ドライバーの雇用は不可能である。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 国土交通省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の二、三及び五の表に定められています(身分・地位に関する別表第二の在留資格を除く)。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められています。	出入国管理及び難民認定法	対応不可	ドライバーとして就労する外国人の受け入れについては、まずは業界におけるコンセンサスの形成状況も踏まえた上で労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響等も含めた幅広い観点から、政府全体で検討していく必要があるものと考えています。	
311015025	元年 10月15日	元年 11月15日	2年 1月23日	就労に関するビザの対象業種の拡大について	在留資格には、物流は業種として含まれていないため、就労ビザの資格対象として、物流会社のセンター等での業務を検討して頂きたい。	様々な産業のサプライチェーンの根幹を担う運輸業は、母国の産業発展に活用できる技能である。中でもコンビニエンスストア業態の物流は、システム化されておりノウハウの蓄積も深く、国際貢献が可能な業種と考える。また、昨今大きな課題となっている物流業界での人材不足の解消にも繋がる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の二、三及び五の表に定められています(身分・地位に関する別表第二の在留資格を除く)。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められています。	出入国管理及び難民認定法	対応不可	物流業界で就労する外国人の受け入れについては、まずは業界におけるコンセンサスの形成状況も踏まえた上で労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響等も含めた幅広い観点から、政府全体で検討していく必要があるものと考えています。	
311015026	元年 10月15日	元年 11月15日	2年 1月23日	技能実習制度の対象業種について	技能実習制度の対象業種として、物流は含まれていないため、物流会社のセンターにおける技能実習生の受け入れを検討して頂きたい。	様々な産業のサプライチェーンの根幹を担う運輸業は、母国の産業発展に活用できる技能である。中でもコンビニエンスストア業態の物流は、システム化されておりノウハウの蓄積も深く、国際貢献が可能な業種と考える。また、昨今大きな課題となっている物流業界での人材不足の解消にも繋がる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	技能実習制度では、1年を超えた技能実習を行うことのできる職種及び作業を移行対象職種・作業として規定しております。この移行対象職種・作業を追加するためには、職種追加を行うおとずる業界団体が、業界内の合意、業所管省庁の同意を得た上で、 ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出し国の実習ニーズに合致すること ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること という条件を満たすことについて、厚生労働省が開催する、学歴経験者と労使双方の専門家会議において説明し、了承を得ることとしております。 なお、技能実習制度は技能移転を通じた国際貢献を目的とする制度であり、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第3条第2項において、技能実習を労働力の供給調整の手段として用いてはならない旨が規定されています。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省令第3号)、技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領(平成30年4月1日付け開発0401第35号)	現行制度下で対応可能	職種追加を行うおとずる業界団体が、業界内の合意、業所管省庁の同意を得た上で、 ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出し国の実習ニーズに合致すること ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること という条件を満たし、専門家会議での了承を得れば、移行対象職種・作業として追加することは可能です。	
311015054	元年 10月15日	元年 11月15日	元年 12月19日	マンション管理士が区分所有建物の管理者となる場合の権利義務	高齢化等によりマンション管理において、理事会が機動的に活動できず、管理組合の理事長ではなくマンション管理士が区分所有建物の管理者となる場合がある。この様な場合に、管理者として報酬を得ながら規約に基づき管理費・修繕積立金滞納者に支払督促、訴訟提起を行うことができるようにしていただきたい。	滞納管理費は、微額の場合も多く、弁護士や司法書士に訴訟委任すると割高となり、回収額以上のコストを要することとなる。仮に、提案が認められた場合、区分所有者の利益を確保しつつ、滞納状態の解消が見込まれる。	個人	法務省 国土交通省	マンション管理士の業務は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第5号において、管理組合の運営その他のマンションの管理に關し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこととされていますが、報酬を得て支払督促や訴訟提起等の法律事務を取り扱うことは、弁護士法第72条において制限されています。	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第5号、弁護士法第72条	対応不可	マンション管理士は、区分所有者の財産であるマンションの管理に重要な役割を果たすことに鑑み、相談者の利益が損なわれることのないよう、試験に合格し一定の専門的知識を有している者のみにマンション管理士の名称使用を認めらるべきとするべきである。一方、弁護士法第72条は、法律秩序の維持という公益的観点から弁護士でない者が、報酬を得る目的で法律事務を行うことを罰則をもって禁止しており、同条の趣旨や重要性等に鑑みれば、ご提案の法律事務をマンション管理士が行えるようにすることは適当ではないと考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311022001	元年 10月22日	元年 12月16日	2年 2月25日	刑法175条の緩和	写真ではない漫画(電子版)・アニメーション・ゲームなどについては初期設定で修正がかけられればそれを字幕などの様に非表示に変更できてもよいように新基準を作る。	現状モザイクの濃さを取り締まりの基準としているが、モザイクをかける事やその濃さは、警察の指示ではなく販売元の自主的なものである。その為モザイクの濃さなどは、他の販売元の濃さを参考にして決めているので、わかりやすく作り直しを行わなければならない事も多くなる。提案が実現された場合、高濃度などのわかりやすい修正をするので、やり直しの労力や時間が短縮できる。 また映像作品などは過去作品のリニューアル版などで再販が見込まれる、電子書籍の場合は紙の書籍との差別化が図られ普及の後押しになる。	個人	警察庁 法務省	【警察庁】 (本提案の趣旨は判然としませんが、刑法(明治40年法律第45号)第175条の取締りの基準の存在を前提とした提案であるとするれば、)警察庁では刑法第175条の取締りの基準を作成している事実はありません。 【法務省】 (本提案の趣旨は判然としませんが、仮に、「刑法175条の緩和」として、同条の「わいせつ」概念の解釈の変更を求めているとすると、)同条の「わいせつ」とは、最高裁判所において、「いたずらに性欲を興奮又は刺激させ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」と解され、かかる解釈が判例として確立しています。	刑法(明治40年法律第45号)第175条	【警察庁】 警察庁では刑法第175条の取締りの基準を作成している事実はありません。 また、警察庁は刑法を所管していないため、刑法の解釈についてはお答えをする立場にありません。 【法務省】 当省において、かかる判例解釈を変更できるものではない。また、同条を改正すべき立法事実も認められない。したがって、当省における対応はできません。		
311028056	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	健全なカバードボンド市場の発展のためのルールの明確化	【制度的現状】 ・日本には、現時点でカバードボンドに関する明確なルールはないが、諸外国では、法制度や当局の監督指針に発行ルールが定められている。 【要望理由】 ・本邦では、2018年11月に初めて住宅ローン債権を担保としたカバードボンドの発行が行われ、今後、邦銀が海外展開の拡大を図る上で、重要な外資調達手段の一つとして発行が拡大する可能性がある。 ・一方、カバードボンドの高利特性上、自らの資産を担保として調達を行うカバードボンドを過大に発行すると、健全なカバードボンド市場の発展が阻害される虞があり、預金者保護を徹底する上でも、健全なカバードボンド市場の発展を図る上でも、一定のルールが必要と考えられる。 ・諸外国でも、海外金融機関が、安定的な調達ツールとしてカバードボンドの発行を活性化させており、これに対応して、特にリーマン危機以降にカバードボンド法制及び規制を導入する国が増加している(現在33か国で導入)。 ・バーゼルIIIでは、法律により特別な監督の対象とされている金融機関が発行したカバードボンドについて、リスクウェイトの軽減措置等が定められており(バーゼルIIIテキスト・パラグラフ32-36)、カバードボンド発行に係るルールを明確化・整備することは、投資家のすそ野の拡大を図る上でも重要。 ・現在、本邦ではカバードボンドに関する明確なルールが存在しないため、投資家は上記バーゼルIIIコンプライアンスなカバードボンドとみなすことができず、邦銀は、①欧銀対比高い調達コストとならざるを得ないほか、②安定的な投資家層の確保に制約が生じるなど、国際競争力の観点からも不利が生じている。 ・以上の状況を踏まえ、カバードボンドの発行が本格的に拡大する前に、監督指針において一定のルールを定めていただくことを要望する。	都銀懇話会	金融庁 法務省	日本においては、諸外国で見られるようなカバードボンド発行に係る特別なルールは整備されておりません。	なし	検討を予定	カバードボンドは発行体の資産の一部を担保隔離して、発行体が破綻した際にカバードボンド保有者に対する優先弁済に充当するため、一般の預金者に対して弁済率の低下を通じた損失を与える可能性も否定できず、預金者保護の観点から検討する必要があると考えられます。 また、ルール下で発行されたカバードボンドにバーゼル適格が認められた場合には、投資家のすそ野の拡大により発行体の安定的な外資調達や調達コストの低減にも資すると考えられますが、必要なルール内容に関しては、諸外国のルールと比較しながら、慎重に検討する必要があります。		
311028061	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	【制度的現状】 ・コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料は、借主が、①大会社(資本金が9億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社)、②資本金が9億円を超える株式会社、③特定債権等種受業者、④資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定される特定目的会社等である場合に限定して、利息制限法及び出資法のみならず利息規定の適用が除外される。 【要望理由】 ・借入が特定融資枠契約法の適用対象外の場合、結果的にコミットメントラインでの借入がなされなかった場合や借入額が少額となった場合、借入平残に対して利息及びコミットメントラインの合計金額の割合が15%超となるおそれがあることから、コミットメントラインの設定ニーズがあっても、機動的な調達手段としての設定が困難となってしまう弊害がある。 ・同法律の適用対象範囲を拡大することについては、金融機関は特定融資枠契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的地位を活用し借り手に特定融資枠契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため慎重に検討する必要があるが、地方公共団体も十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。	都銀懇話会	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において、借主の対象範囲は大会社、資本金が9億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある借主が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311031001	元年 10月31日	元年 11月15日	2年 1月23日	出入国在留管理庁におけるオンライン申請の受付可能対象範囲の大幅な拡大について	オンライン申請の受付可能対象範囲の大幅な拡大を提案する。	現在、東京出入国在留管理局では在留資格の変更申請、在留期間の更新申請等、在留申請を行う際の待ち時間が大変長くなっている。具体的には、列に並び番号を受け取るまでに30分から1時間半、その後受付がされるまでに2時間から4時間の時間を要する。出入国在留管理庁においては、オンラインで受付可能な対象範囲は主としてカテゴリ1又は2の機関に所属する者に限定されている。受付可能な対象範囲を大幅に拡大することは、申請者の利便性の向上に資する。 【参考】 出入国在留管理庁HP 申請手続のオンライン化がスタート!! 出入国在留管理庁 http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html オンラインで受付可能な対象範囲 http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/requirement.pdf	日本行政書士会連合会	法務省	在留申請手続のオンライン化は、外国人を適正に雇用し、外国人雇用状況届出を履行しているなどの一定の要件を満たす所属機関を対象として、当該所属機関の職員又は当該所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士が、外国人本人に代わって、オンラインで手続を行うことを認めるものです。 本年7月25日から申請受付を開始しましたが、現在の対象範囲は以下のとおりです。 ・対象手続は、在留期間更新許可申請並びにこれと同時にされる再入国許可申請及び再入国活動許可申請 ・対象在留資格は、出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格(外交、特定技能及び短期滞在を除く) ・対象となる外国人の所属機関は、主にカテゴリ1・2の機関(ただし、外国人の在留資格によって異なる)	出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第59条の6第3項第4号、第61条の3第1項第6号から第8号まで並びに同条第3項及び第4項	対応	2020年春頃から、以下のとおりオンラインでの申請受付の対象範囲を拡大予定です。 ・対象手続に、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請及び就労資格証明書交付申請を追加 ・対象在留資格に、「特定技能」を追加 また、上記拡大以降、対象となる外国人の所属機関についても、カテゴリ1・2の機関以外にも順次拡大していく予定です(ただし、外国人の在留資格によって異なります。)	◎
311127015	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	在留資格(経営・管理)の取得要件を緩和すること	外国人による創業を促進するための、在留資格(経営・管理)の取得要件の緩和	外国人が、在留資格(経営・管理)を取得するためには、事務所の開設に加え、常勤2名以上の雇用、もしくは資本金の額または出資の総額が500万円以上などの要件があり、高いハードルとなっている。このため、取得要件を緩和して外国人による創業を促進し、わが国経済の活性化を図ることが必要である。	日本商工会議所	法務省	「経営・管理」の在留資格で行うことができる活動については、出入国管理及び難民認定法別表第一の二に、同在留資格に係る許可基準については、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令に定められています。「経営・管理」に係る許可基準として、申請に係る規模の基準が次のいずれかに該当することが求められます。 ・経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤職員が従事していること。 ・資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。 ・上記二つの要件に準ずる規模であると認められるものであること。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、別表第一の二 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	対応不可	在留資格「経営・管理」での活動については、事業の適正性、安定性、継続性を担保する必要があるため、具体的に許可基準として事業所存在・確保基準(第一号)と事業規模基準(第二号)を定めているところであり、適切な在留活動を確保する観点から、前述の許可基準の緩和は困難です。 なお、令和5年1月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」及び「まち・ひととしと創生基本方針2019」において、「留学生による外国人の起業・運用の拡大を図るべく、「外国人起業活動促進事業」及び「国家戦略特別区域外国人起業活動促進事業」に関する制度・運用の拡大をはじめとした。入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め、2019年度中に結論を得る。」とされたことを受けて、令和元年度中の措置に向けて、留学生の起業促進を図る制度の見直しについて、現在、関係省庁と検討を進めているところです。	
311127016	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	法人設立の際の公証人による定款認証を撤廃すること	法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃	法人設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による面前での定款認証が必要となり、創業者にとって大きな負担となっている。他方、定款認証は、代理人による手続も可能であり、また、設立後の定款変更や、合同会社の原始定款については面前での認証は不要とされていることから、公証人による定款認証が形骸化しているとの指摘もある。このため、公証人による定款認証を撤廃すべきである。 なお、仮に公証人による定款認証の撤廃が実現しない場合においても、その手数料(5万円)については、創業者によって大きな負担となっているため、その積算根拠を徹底的に検証したうえで、早期に引き下げるべきである。	日本商工会議所	法務省	・株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。 ・公証人の行う定款認証の手数料は5万円とされています。	会社法第26条・第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条、第152条・第155条、公証人手数料令第55条	対応不可	公証人による定款認証は、株式会社等の法人の組織と活動に関する根本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうか、定款内容の会社法等への適合性を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしています。 このように、定款認証は、最も広く利用されている株式会社等の法人についてその設立の適正性を確保し、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与する重要な制度であり、撤廃すべきではないと考えられます。 定款認証制度については、法的インフラとしての機能が果たされるよう、利便性向上や現代的課題への対応のための取組を不断に行っており、最近の取組としては、平成30年11月以降、定款認証に際して設立される株式会社等の実質的支配者についての申告を簡便に求めることとし、また、平成31年3月29日以降、テレビ電話等を利用して完全オンラインにより定款認証を行うことを可能にしております。 その手数料に関しては、公証人が受ける手数料等のみを収入しているところ、公証人が受ける手数料は、事務内容や当事者の受ける利益を基礎として、物価の状況等も考慮して政令(公証人手数料令(平成5年政令第224号))で定められています。 そして、上記制度の取組している段階で現行の物価水準が現行手数料を定めた平成5年から約4.5%上昇していることを踏まえると、手数料額は適当であると考えられますが、今後も不断に見直しの要否を検討してまいります。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311127022	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	老朽マンション建替え決議の要件を緩和すること	区分所有法における危険な老朽マンションの建替え決議の成立要件の緩和	老朽マンションの再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼす。しかし、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、高いハードルになっている。このため、成立要件を緩和すべきである。	日本商工会議所	法務省	現行の建物の区分所有等に関する法律は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	対応不可	建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」といいます。)の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって、生活や社会経済活動の本拠にもなる区分所有権の処分を伴うものであり、各区分所有者の自由に任されている事項であり、本来であれば全員同意を要するものであることから、これを多数決におこなうことの正当性を担保するためには、多数決の要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡請求権を行使してその権利を買い取らなければならないませんが、決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになります。そこで、区分所有法は、建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各5分の4としているところ(区分所有法第62条第1項)。このように、建替え決議は、区分所有者に与える影響が大きく、重要性が高いことから、区分所有法の建替え決議の要件を緩和することについては、慎重な検討が必要であると考えます。	◎
311128026	元年 11月28日	2年 1月24日	2年 2月25日	書面申請における登録免許税の電子納税の活用	商業登記や不動産登記等、登録免許税が課される申請を書面で行う際に、電子納税をした納付区分番号等、欄別に足る文字列を記載することにより、領収証書や収入印紙の貼付を不要とする。この場合、収入印紙や領収証書に代わって納付区分番号等の記載が必要となる可能性もありますが、必要な措置を含め、幅広く検討していただければ幸いです。	登録免許税は、完全に卓上で完結して利用することができ、非常に利便性の高い仕組みとなっております。その一方で、登録免許税の納付方法は、登録免許税法第3章第1節に記載された方法のみであって、極めて限定的です。 登録免許税は、登記や登録など、非常に幅広い目的で納付される税目です。もし、登録免許税を入力方式により電子納税することができるようになれば、電子申請によらない登記等についても、収入印紙や領収証書の貼付が不要となり、電子郵便の利用等を通じ、一層のオートメーション化を図ることができるようになります。	個人	法務省 財務省	登記機関は、登記等をするときには、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならぬこととされています。 登録等を受ける者が不動産登記法(平成16年法律第123号)等の規定に基づき電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請を行う場合等には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、電子納付することができます。	登録免許税法(昭和42年法律第35号)第24条の2、第25条 登録免許税法施行規則(昭和42年大蔵省令第37号)第23条	その他	御提案のような制度を導入することについては、各手続における納税者のニーズに加え、システム対応の可否、費用対効果及び執行可能性等の種々の観点から検討を行う必要があります。具体的な対応については、通常の規制改正プロセスで処理されるものと考えています。	
311204001	元年 12月4日	2年 1月24日	2年 2月25日	代表者が同一の際の不動産売買登記における添付書類の見直し	代表者が同一の会社間において、不動産売買契約を締結する場合、基本的には利益相反取引となる。一方、完全親子会社間の売買契約は、利益相反とはならない。そのため、登記申請においては、取締役会設置会社の場合、取締役会による承認の議事録と、出席取締役の印鑑証明の添付が求められる。完全親子会社間の場合、親子会社である証明書として、両会社の取締役全員の美印と印鑑証明書が必要となる。ところが、取締役会のない会社は、株主総会の承認を要することとなるため、総会議事録の提出となり、役員印鑑証明書は不要となる。よって、印鑑証明書を省略するため、非設置会社でなくても、株主総会による承認を認めるべきである。	代表者が同一の会社間において、不動産売買契約をする場合、法務局に次の(1)又は(2)の書類が必要となる。 (1)両会社ともに、売買契約を承認する取締役会議事録の添付が求められる。このとき、出席した取締役全員の美印と印鑑証明書が必要となる。 (2)完全親子会社間の売買の場合、相手方が100%親子会社である旨の証明書が求められる。証明書には、両会社とも、取締役全員の美印押印と印鑑証明書が必要となる。さらに、発行済株式総数を確認するため、法人登記簿原本の添付も必要となる。 以上のとおり、いずれも役員印鑑証明が必要であり、事務が煩雑となっている。むしろ、(2)においては、役員全員分の印鑑証明が必要となるため、実務的には(1)の書類を添付しているのが実情である。 ところが、取締役会非設置会社は、株主総会の承認となるため、総会議事録の添付となり、出席役員印鑑証明書は必要ない。本来、会社法においては、取締役会設置会社であっても、定款に定めることで、株主総会による承認を可能と出来るはずであるが、法務局はそのような手続きを認めていない。 よって、取締役会設置会社においても、定款に定めることで、株主総会による承認を認めるべきである。 また、利益相反となる代表者が議長をしても良いのか、議事に参加しても良いのかについて、法務局は議事録の書式も適速ホームページで開示しておらず、良く分からない。法務局に相談をしても、議事録の内容は手続き相談に当たらないため、申請して問題があれば連絡するとしか回答はなく、受益者負担により司法書士に相談せざるを得ない実態がある。改善して頂きたい。	個人	法務省	(1) 取締役が自己若しくは第三者のために株式会社と取引しようとするとき又は株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引(以下「利益相反取引」という。)をしよとするときは、当該取締役は、会社法が定めるところに従って、取締役会又は株主総会の承認を得なければならない。 (2) 不動産登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報について、当該登記原因が第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報を提供する必要があるが、上記(1)のような利益相反取引を原因とする物権変動に係る不動産登記を申請する場合に提供すべき第三者の承諾を証する情報は、それぞれ、取締役会議事録、株主総会議事録となります。 (3) また、当該議事録が書面をもって作成されているときは、その作成者が記名押印し、その者の印鑑証明書を添付する必要があります。	会社法(平成17年法律第86号)第356条第1項第1号、第2号及び第3号、第365条第1項 不動産登記法(平成16年法律第123号)第61条 不動産登記令(平成16年政令第379号)第7条第1項第15号ハ、第18条 会社法等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いに関する(通達)記の6	その他	利益相反取引について、当該取引を承認する取締役会や株主総会の議事録が、当該承諾を証する情報を記載した書面として認められるためには、当該書面が作成者によって作成された真正なものであることが必要となることから、当該書面に記名押印した者(作成者)の印鑑証明書を添付する必要があります。 個別の登記申請において、利益相反取引について第三者が承諾したことを証する情報の提供がされているかどうかの審査は、法令の規定及びその解釈に基づいて行われることとなります。 法務省としては、引き続き、不動産登記事務の適切な運営に取り組んでまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020121001	2年 1月21日	2年 2月7日	2年 3月25日	法務局における登記相談の改善	内閣府への令和2年1月14日付法務省提出資料によれば、商業登記の登記相談に要する時間は、改善前も改善後も、39分とされている。 ところが、これは実態に即していない。 なぜならば、司法書士関連団体との申し合わせによって、平成31年4月より、全国の法務局で電話相談を打ち切ったためである。しかも、窓口での相談時間は、全国一律に20分までとされているため、平均すれば1回の相談では不十分となる計算である。 そうすると、1回の相談であったとしても、法務局までの往復の時間を考慮すれば、39分間とするのはあり得ないことになる。 また、法務局は法律判断をしないの観点から、議事録等の記載内容は申請後に審査されるものとして、事前相談には応じて貰えないこととなった。これも、司法書士関連団体との申し合わせによるものであり、窓口では受益者負担として司法書士に相談を促すよう掲示され、口頭でも案内がなされている。 ところが、これは行政手続法施行以前の状態に戻っており、看過することができない。議事録の内容についても、法律相談ではなく、法務局の求める記載事項や、法務局の見解の確認がほとんどである。 たとえば、簡単な例でいえば、1月1日の株主総会で取締役として選任されて、本人が1月10日に就任承諾をした場合、就任日はいつになるかといったことや、法務局の求める議事録や就任承諾書の記載事項の確認である。 法務省はこのような通達を明示せず、高額の専門書にのみ寄稿しており、申請者は余計な負担を強いられる。足の悪い高齢者や身障者への配慮もない。 よって、電話相談と添付書類の相談を再開すべきである。	個人	法務省	法務局・地方法務局では、登記手続の案内窓口を設けており、多くの方をお待たせすることなく利用していただくために、一定時間に限定した予約制を導入しています。 また、電話による問合せについても、申請書の様式や記載例が掲載されたHPの参照先の案内を行うなど、窓口における手続案内と同様に、必要な手続案内を行っています。 なお、これらの手続案内は、登記申請の手続を案内するものであることから、申請書や添付書類の作成及び内容自体の適否等の確認までは原則行っていません。	該当法令等なし	その他	法務局・地方法務局における手続案内については、より質の高い行政サービスを提供することができるよう、今後も法務局ホームページに掲載している申請書のひな形や添付書類の記載例等の充実を図ってまいります。		
020121002	2年 1月21日	2年 2月7日	2年 3月25日	法務局における遺言書保管サービスからの司法書士独占の排除	司法書士法によれば、法務局に提出する書類について、申請書類の作成代理業務や、相談業務については、司法書士以外には扱えないこととされている。 そのため、司法書士法制定時において想定されていない新たな手続きについても、法務局が窓口となるだけで、司法書士に独占させてしまう結果を生じさせている。 この点、平成29年に導入された「法定相続情報証明制度」の場合は、法務局の手続きではあるものの、行政書士や税理士などが業として扱えることが法務省令で明確にされた。 かつては、法務局にて行う簡化申請についても、法務省の通達によって、行政書士にも業として扱えることが明確にされている。 ところが、令和2年7月10日に開始予定の自筆証書遺言保管制度については、法務局の手続きとなるため、司法書士の独占業務となる懸念があるものの、施行規則においてもそのような明示がされていない。 よって、司法書士法の想定していない独占業務が新たに加わることとなり、行政書士や税理士などがこれまで行ってきた遺言書や相続業務の足かせとなり得る結果を生じさせる結果となる。 加えて、自筆証書遺言の開示手続きを代理することについても、司法書士の独占業務とされる懸念もある。 そこで、自筆証書遺言保管制度においても、法定相続情報証明制度と同様に、行政書士などにも業として扱えることを明確にするべきである。 なお、法務省は遺言書は本人が書き、手続きも本人によるとしているが、あくまで「相談業務」、「申請書の作成業務」及び「遺言書開示申請代理・代行業務」の3つの業務についての提案である。	個人	法務省	法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)及び法務局における遺言書の保管等に関する政令(令和元年政令第178号)に、御提案に関する規定はありません。 地方、法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること及び当該事務に関する相談に応ずることは、司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第1項第2号及び第5号において司法書士の業務とされており、同法第73条第1項によ司法書士又は司法書士法人でない者がこれらの事務を行うことを業とするとはできません。	司法書士法第3条第1項第2号及び第5号、第73条第1項	対応不可	①申請書の作成業務について 法務局における遺言書の保管等に関する法律等に基づき提出される各種申請書は、法務局又は地方法務局に提出されるものであることから、司法書士法第3条第1項第2号に該当し、司法書士の業務となります。 ②相談業務について 御提案の「相談業務」の範囲が、上記①の「申請書作成に係る相談業務」である場合には、司法書士法第3条第1項第5号に該当し、司法書士の業務となります。 ③遺言書開示申請代理・代行業務について 現在、策定作業中の法務省令(案)において、御提案の点を旨の検討中です。		
020129001	2年 1月29日	2年 3月4日	2年 3月25日	文書提出命令の最近の裁判例と自己専利用文書の扱い	民事訴訟において、民事訴訟法220条1項4号の自己専利用文書に該当する場合には文書提出義務が存在しないが、大阪高決令元・7-3では、xx不動産会社の件において、社内調査委員会報告書は、二に該当せず提出義務があるとされた。しかし、調査委員会では、情報を収集するため、司法取引的に自由でもらった証人の証言を記載することもある。このヒアリングした証人名が記載されている原本については、証人保護の観点から文書提出を拒みないところ、民事訴訟法220条1項4号18の規定ではそのような証人保護ができないので困る。コーポレートガバナンスと事故調査、再発防止の観点から証人保護の必要がある場合には文書提出義務を免除する必要がある(インカメラ審査は役をを得ない)	個人	法務省	一般論として、ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であったり、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所有者の間に看過し難い不利益が生ずるおそれがあること認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民事訴訟法第220条第4号(現在の同条)第2号(1)所定のいわゆる自己利用文書に当たるとされている(最高裁判平成11年11月12日第二小法廷決定・民集53巻8号1787頁参照)。 また、文書提出命令を発するに当たって、一通の文書の記載中に提出の義務があると認められることがない部分があるときは、特段の事情のない限り、当該部分を除いて提出を命ずることができることとされている(最高裁判平成13年2月22日第一小法廷決定・判1057号144頁参照)。	民事訴訟法第220条第1項第4号、第223条	対応不可	ある文書が民事訴訟法第220条第1項第4号所定の要件を満たすか否か、また、当該要件を満たす一部のみについて文書提出命令を発することとするか否かについては、個別の事案における具体的な事情を踏まえた裁判所の判断に委ねられるべき事情であるものの、これまでの裁判実務においても、個別の事案において、社員に対するヒアリング結果等を記載した社内調査報告書について文書提出義務が否定された例や、事故調査報告書の文書提出命令の対象から被調査者の特定情報等の除外を認めた例があるものと承知しております。 このような状況を確認すると、御提案のような「事故や不祥事が生じた際の社内調査委員会報告書に司法取引的に自由でもらった証人の証言を含む場合には、民事訴訟法220条1項4号の自己専利用文書に該当しないことを明確化するため、民事訴訟法を改正する又は法務省と最高裁が協議し、解釈通達を示す。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
020308001	2年3月8日	2年3月18日	2年4月23日	所有者不明土地問題の解決	要点は、放棄された不動産について死者の登記を法定する事で相続登記を促す事、法務局提出登記関連書類の司法書士による実質的な私物化と利権構造の修正(硬直した登記行政を自由主義経済、国民の利便性、国民の自主性重視に変える)、相続から共有関係になった不動産の管理行為、民法の変更処分行為の現状に即した具体化と緩和、所有権放棄による国有化または買い手が付かない不動産の固定資産税の無税化等	「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案」に関する意見募集 法務省の民法等改正中間案に意見を投稿しました。4ページ投稿しています。ぜひ、法務省と検討頂きたい存じます。	個人	法務省	(1) 登記に関する手続について代理すること及び法務局に提出する書類を作成することは、司法書士法第3条第1項第1号及び第2号において司法書士の業務とされており、同法第73条第1項により司法書士又は司法書士法人でない者がこれらの事務を行うことを業とすることはできません。 (2) 民法では共有物の「変更」をするには、共有者全員の同意を要するとされ、「管理に関する事項」は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決するとされています。 また、土地所有権の放棄については、現行民法に規定がありません。	司法書士法(平成17年法律第86号)第3条第1項第1号から第5号、第73条第1項 民法(明治29年法律第89号)・不動産登記法(平成16年法律第123号)	(1)対応不可 (2)その他	(1) 国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法律の専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理及び法務局に提出する書類の作成は司法書士の独占業務とされています。 これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護や明確化に資することとしていることによるものです。そのため、このような制度的な能力担保がされていない者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当でないと考えます。 (2) 所有者不明土地問題の対策は、政府全体として取り組むべき重要な課題と認識しており、その解決に向けて、現在、法務省において、民法及び不動産登記法の改正についての調査審議がされているところであり、引き続き関係省庁とも連携して、法改正に向けた具体的な検討を行ってまいります。		
020317063	2年3月17日	2年4月23日	2年5月27日	法人設立手続における完全なオンライン・ワンストップ化の実現	法人(株式会社)の設立をめぐる一連の手続のうち、登記前手続の中に「登記所に対する印鑑の提出」(公証人の面前での定款認証)が存在している。このため、書面・対面での手続に対応する手間が発生し、事業活動の迅速な開始を妨げている。 2019年12月に会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立し、印鑑の届出義務は廃止されたが、当該改正箇所は未施行である。公証人の面前での定款認証については、一定の条件のもとでテレビ電話を活用した認証方法が導入されたが、そもそも代理人による手続等が認められており、その必要性・有効性が疑問視されている。	法人(株式会社)の設立をめぐる一連の手続のうち、登記前手続の中に「登記所に対する印鑑の提出」(公証人の面前での定款認証)が存在している。このため、書面・対面での手続に対応する手間が発生し、事業活動の迅速な開始を妨げている。 2019年12月に会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立し、印鑑の届出義務は廃止されたが、当該改正箇所は未施行である。公証人の面前での定款認証については、一定の条件のもとでテレビ電話を活用した認証方法が導入されたが、そもそも代理人による手続等が認められており、その必要性・有効性が疑問視されている。	(一社)日本経済団体連合会	法務省	(1) 印鑑届出義務の廃止の早期実現 現行の商業登記法第20条第1項は、「登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。」と規定し、登記の申請人に印鑑の提出義務を課している。 また、この印鑑の届出は、印鑑が押印された印鑑届書の提出によってするものとされ、オンラインにより登記の申請をする者も印鑑届書を別途提出する必要があります。 (2) 公証人による定款認証の撤廃 株式会社並びに一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。	(1) 印鑑届出義務の廃止の早期実現 商業登記法第20条第1項、商業登記規則第9条第1項 (2) 公証人による定款認証の撤廃 会社法第26条・第80条、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条、第152条・第155条、公証人手数料令第35条	(1) 印鑑届出義務の廃止の早期実現 (2) 公証人による定款認証の撤廃 対応不可	(1) 印鑑届出義務の廃止の早期実現 印鑑提出の任意化を実現するための商業登記法の改正を含む会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号)は、令和元年12月4日に成立し、同年11月に公布されたところですが、当該改正規定の施行は、令和3年2月を目途としており、省令改正等の準備を行っています。 (2) 公証人による定款認証の撤廃 公証人本人又は代理人による職務のいずれの場合においても、株式会社等の法人の組織と活動に関する基本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうかや、記取内容の会社法への適合性等を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしています。 このように、定款認証は、最も広く利用されている株式会社等の法人においてその設立の適正を確保し、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与する重要な制度であり、撤廃すべきではないと考えられます。 なお、定款認証制度については、法的インフラとしてその機能が果たされるよう、利便性向上や現代的課題への対応のための取組を不断に行っており、最近の取組としては、平成30年11月以降、定款認証に際し設立される株式会社等の実質的支配者についての申告を職務人に求めることとし、また、平成31年5月29日以降、テレビ電話等を利用してオンラインにより定款認証を行うことを可能にしております。		
020317066	2年3月17日	2年5月25日	2年6月24日	定期建物賃貸借契約の締結方法の見直し	政府の「未来投資戦略2018」においても、「不動産取引関連サービス等のデジタル化」が掲げられていることから、本規制を見直し、定期建物賃貸借契約の締結における契約書・38条書面の電子化を認めるべきである。	「定期建物賃貸借契約」を賃貸人と賃借人が締結するためには、公正証書等の書面を用いなければならない。あわせて、賃貸人は賃借人に対して、当該賃貸借契約を更新するか、期間の満了により終了することについて、その旨を記載した書面(38条書面)を交付して説明しなければならない。判例によれば、この書面は契約書とは別個独立の書面であることを要する。 一連の手続きにおいて、賃貸人には、書面・対面による説明が求められるため、電子契約を実現できず、契約期間の満了による再契約の締結に際しても、賃貸人が賃借人に同一の説明を行う事例がみられる。 こうした状況は、賃貸人・賃借人の利便性・生産性を低下させている。	「定期建物賃貸借契約」を賃貸人と賃借人が締結するためには、公正証書等の書面を用いなければならない。あわせて、賃貸人は賃借人に対して、当該賃貸借契約を更新するか、期間の満了により終了することについて、その旨を記載した書面(38条書面)を交付して説明しなければならない。判例によれば、この書面は契約書とは別個独立の書面であることを要する。 一連の手続きにおいて、賃貸人には、書面・対面による説明が求められるため、電子契約を実現できず、契約期間の満了による再契約の締結に際しても、賃貸人が賃借人に同一の説明を行う事例がみられる。 こうした状況は、賃貸人・賃借人の利便性・生産性を低下させている。	(一社)日本経済団体連合会	法務省	借地借家法第38条第1項は、契約の更新がない旨の定めがある期間の定めがある建物の賃貸借契約(定期建物賃貸借契約)をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでの「公正証書による等書面」とは、公正証書ののみならず、単なる書面も含めると解釈されていますが、電磁的記録は含まれないと判示されています。同条第2項は、定期建物賃貸借契約をしようとするときは、賃貸人が、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がない期間の満了により当該建物の賃貸借を終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書面とは別個の書面であることとされた判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成24年9月13日第一小法廷判決・最高裁判所民判例集66巻9号3263頁)。	借地借家法第38条第1項、第2項	検討を予定	借地借家法第38条第1項及び第2項の規定が設けられたのは、定期建物賃貸借契約は、期間満了により自動的に契約関係が終了することとなり、賃借人がその旨を十分に理解しないまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を蒙ることになりかねないため、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確証が厳密かつ確実に行われることとされる公正証書等の書面による契約を義務づけたことと、賃借人に対する事前の説明においても更に書面の交付を要求すること、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止したためです。 契約の電子化の必要性が高まっていることなどを要して、定期建物賃貸借契約を電磁的記録によって締結する等々の検討を行う必要があると考えていますが、この定期建物賃貸借契約の締結について、書面による契約に代えて電磁的記録による契約の締結を認めることとした場合や、事前の説明において書面の交付に代えて電磁的記録の送付によることを認めることとした場合に、賃借人が定期建物賃貸借であることと十分認識することとすることを目的とする法の趣旨が損なわれまい等の、必要な検討を進める予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
020320001	2年 3月20日	2年 4月23日	2年 5月27日	最低生活費の改正	民事再生法の給与所得者再生における弁済額を計算するときに必要な最低生活費について、生活保護の基準に沿った額が政令で定まっており、この規制により債権者が必要以上に回収することができないようになっていたが、これまで、生活保護の基準は何度か改正されたにも関わらず、政令は改正されていないように思われるため、これを改正する。	経済情勢が変化しているのに政令に変化がないから。今後、民事再生事件が増えることが予想されるが、債権者が現在の経済情勢に従った基準に基づいて回収を受けることができるようになれば、経済の効率性は増す。	個人	法務省	民事再生法は、再生債務者の可処分所得の二分分以上を無担保再生債権者に弁済することを内容とする再生計画を定めることを条件として、再生計画案に対する再生債権者による決議の手続きを省略することとしています(同法第240条及び第241条第2項第7号参照)。 左記提案に係る政令(民事再生法第241条第3項の額を定める政令)は、民事再生法第241条第3項の額を受けて、上記可処分所得の額を算出するために必要となる最低限度の生活費の額を定めるものです。	民事再生法第241条第3項 民事再生法第241条第3項の額を定める政令(平成13年政令第50号)	対応不可	生活保護は、個々の申請ごとに詳細な調査が行われることを前提として、扶助対象の費目が月額単位で事細かに設定されているのに対し、左記提案に係る政令で定めるべき額は、再生債務者の可処分所得の二分分の額を算出するためのものであり、再生計画案提出後の少なくとも一年間の最低限度の生活費として予測可能性があるものでなければならない上、再生債務者が再生計画案を作成するに当たって自ら利用できない限り十分なものである必要があることから、生活保護基準に所要の修正を加えた内容となっており、生活保護基準の見直しに伴い当然に改正すべきものとはされていません。 また、生活保護基準の見直しに当たっては、他の制度については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することとする旨の総理答弁がされ、又は政府対応方針が定められているところです。 したがって、昨今の新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、経済情勢の変化を引き続き注視する必要があるものの、現時点においては、上記政令を改正すべきということができます、その改正の要否については慎重に検討すべきものと考えられます。